

電気供給約款別紙（九州電力送配電株式会社管内）

実施要綱 九州 のむシリカ電力 お得電化ナイト22

1. 本別紙の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額±④離島ユニバーサルサービス調整額＋⑤再生可能エネルギー発電促進賦課金

①基本料金は、3（契約種別、料金単価等）へ（基本料金および電力量料金単価）(a)のとおりとします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④離島ユニバーサルサービス調整額＝離島ユニバーサルサービス調整単価×使用電力量

⑤再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（九州のむシリカ電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものとしたします。また、離島ユニバーサルサービス調整額の加減算につきましては、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

イ) 適用範囲

低圧で電気の供給を受けて、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) ニに定める平日から休日および昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であること。

なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用 時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(b) 契約容量が原則として50キロワット未満であること

(c) 1需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約電力の合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)および(b)に該当し、かつ、(c)の契約電力の合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

また、この実施要綱に定める契約種別から他の契約種別に本供給契約を変更された後1年に満たないお客さまについてはにかかわらず、この実施要綱を適用いたしません。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

ハ) 契約主開閉器、契約負荷設備および契約設備電力

(a) 契約主開閉器および契約負荷設備

契約主開閉器および契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(b) 契約設備電力

① 契約設備電力は、原則として、契約主開閉器にもとづき本約款別表6（契約電力および契約電力の算定方法）(3)に定める算定方法に準じずるものとします。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

② ①によりがたい場合は、本約款別表6（契約電力および契約電力の算定方法）(1)にもとづき契約負荷設備の契約容量等を基準として定めるものとします。

③ 契約設備電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入しま

す。

二) 季節区分、時間帯別区分

(a) 季節区分は、次のとおりとします。

① 春季

毎年3月1日から6月30日までの期間をいいます。

② 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

③ 秋季

毎年10月1日から11月30日までの期間をいいます。

④ 冬季

毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）をいいます。

(b) 時間帯区分は、次のとおりとします。なお、休日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、

1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいい、平日とは、休日以外の日をいいます。

① 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

② 夜間時間

毎日午前0時から午前8時まで及び午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

ホ) 契約電力

各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値とします。ただし、その値が0.5キロワット以下の場合は、0.5キロワットとします。

(a) 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値とします。ただし、この実施要綱で新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、この実施要綱による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この実施要綱によって受けた電気の供給とみなします。

(b) 契約設備電力を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大使用電力の値とします。

(c) 契約設備電力を減少される場合で、1年を通じての最大使用電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力とします。）は、契約設備電力等を基準として、お客さまと当該一般送配電事業者との協議によって定めた値とします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合とします。）は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値とします。

へ) 基本料金及び電力量料金単価（税込）

(a) 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

10kW以下の場合	1契約につき	1,869円91銭
10kWを超える場合	1契約につき最初の15kWまで	4,710円62銭
	上記をこえる1kWにつき	568円14銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。ただし、ト（使用電力量の算定等）(b)の場合で、当社が電気の供給をシャ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、電力量料金の算定上、夜間時間の使用電力量とみなします。

① 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、休日平日別の使用電力量について、夏季および冬季に使用された電力量

には夏季および冬季料金を、春季および秋季に使用された電力量には春季および秋季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季および冬季	春季および秋季
1kWhにつき	休日	21円73銭	18円36銭
	平日	27円29銭	24円43銭

②夜間時間

1kWhにつき	14円34銭
---------	--------

ト) 使用電力量の算定等

(a) 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（本供給契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。この場合、昼間時間の休日平日別の使用電力量は、休日平日ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（本供給契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし、その1月の夜間時間の使用電力量は、その1月の使用電力量からその1月の昼間時間の休日の使用電力量の合計と昼間時間の平日の使用電力量の合計を差し引いたものといたします。

(b) 夜間蓄熱型機器の計量等

技術上、経済上やむをえない場合は、この本約款別紙別表1（夜間蓄熱型機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱型機器」といいます。）の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱型機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただきます。また、原則として、毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間以外の時間は、当該一般送配電事業者により適当な装置を用いて電気の供給をシャ断します。

なお、当該一般送配電事業者は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

チ) その他

(a) この実施要綱の契約種別を適用した後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。

(b)契約設備電力を新たに設定し、または契約設備電力を増加された後、1年に満たないで本供給契約が消滅し、またはホ（契約電力）により契約電力を減少しようとする場合は、本供給約款38（本供給契約の中途解約等）(6)に準ずるものといたします。この場合、本供給約款38（本供給契約の中途解約等）(6)にいう新たに契約電力等を設定し、または増加した日は、契約設備電力を新たに設定し、または増加された日とし、契約電力を減少しようとする日は、ホ（契約電力）により契約電力を減少しようとする日といたします。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和5年7月1日から実施いたします。

別 表

1 夜間蓄熱型機器

- (1) この本約款別紙適用の際現に毎日午前1時から午前6時まで以外の時間において、当該一般送配電事業者が適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断している夜間蓄熱型機器は、3（契約種別、料金単価等）トにかかわらず、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

なお、当該一般送配電事業者は、供給設備の状況により、通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (2) (1)の場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、電力量料金の算定上、夜間時間の使用電力量とみなします。